

## 奈良県告示第二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次  
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県外国人観光客交流館条例（平成二十七年三月奈良県条例第六十九号）別表に  
規定する施設の使用料

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社アベストコーポレーション

所在地 神戸市中央区波止場町六番一号

### 三 委託事務の取扱期間

令和五年四月一日から同月三十日まで